

有賀喜左衛門著

## 『日本の家族』

内山政照

家は変えられたか

敗戦後的新憲法新民法、民主化近代化イデオロギー、農業方面では新しい農業経営の担い手を近代家族に求めた農業基本法、最近の父子契約農業の助長蔓延に到るまで、すべて伝統的家を否定し、歐米流の近代家族の方向に変えようとする政治的イデオロギー的情勢のなかで、今日までは「十年。日本の、とくに農村の家は、果してそれらの指向（理念）どおり、筋書きに従って変えられたか——これが本書の第一課題。

家は「崩かい」し「民主化」された、とみられる節もないではない。たとえば妻の立場は尊重され夫とほぼ平等になった。

書評 有賀喜左衛門著『日本の家族』

月給制、賃休制も一般化しつつある。長男と長男以外の子どもとの差別もあまり見られなくなり、相続も見方によれば均分相続に近づきつつあるとみられないこともなくなった（学費、結婚支度金、住宅資金……を考慮に入れる）。昔のような分家慣習も急速に減少しつつある。本人とおしの恋愛結婚も珍らしくことではなくなって、親が家の名に於て結婚を強制する、といふようなことは、まず見られなくなつた。家長権は一般に弱められたともいえよう。いっぽう、家と相互に支え合ってきた部族についてみても、地主が消失して以来、「家格」などをどうこういう慣習もあまり見られず、村の寄り合いでは、昔の家格などにこだわらず、活潑に議論が行なわれる……。

だが、さらにつつこんで次ぎのようないくつかの点をみると、家の全面崩かい説・民主化説は、怪しくなつている。

まず、親子二世代夫婦の同居同財同産という点。たとえば新しい家族法にもとづく戸籍法では、夫婦ごとに別個に戸籍が作成される。つまり家族は夫婦単位に成立する、という考え方である。そしていまどきのあととり夫婦は、結婚以前や新婚時代では、そういう「民主的」なパターントをよしとし、それを守ろうとするが、やがて生活の事実上あるいは慣習的にも、それが無理であることを知つて、それをする。

父子契約農業を県庁の普及員からすすめられ、その形を一お

うはとり入れたある広島県の農家の若夫婦（29才の夫）は、普及員から「家計も親子別個に分けよ、それが立て前だ」といわれて、こう反はくする。「自分はそうは思わない。この辺ではそういうことは、『カマを分ける』といって一ぱん恥ずかしいことなのだ。一家のなかでもめどとがあつたときなどに、止むを得ず、そうするのだ。自分としては婆さん、両親、兄弟、みんな揃つて和氣あいあいに暮すことこそ、人生の幸福と思つてゐる。だからたとえ家計にゆとりができるても、カマを分けようとは思わない」。

ここでは、家を「え、よう」とする動きに対する、大きな抵抗が語られているのではないか。月給制（上の例の家でもすでに実施している）もその名に反して、実質的には親からの小づかい恵与として、つまり昔からのほまち慣行の延長として、家のワク内で行なわれているにすぎないともみられよう。近頃、後つけ対策の一つとして、農政にもとり上げられるようになった若夫婦別居にしても、同じ屋敷うちで母屋と僅かばかり隔つた、名ばかりの別棟に住まわせよう、というのだから、これまた慣行的に行なわれてきた。母屋内でのもつとも離れた部屋を若夫婦部屋に宛てるというバターンと、実質的にどれ程のちがいがあるのだろうか。たんに気分上の問題にすぎないともみられよう。もしそういう名目的別居制で満足しているとすれば、それ

はいまどきの若夫婦でさえも、家のワク内で幸福を得ようとしている、とみてよいであろう。

さらに家の核ともいえる「家産」観念の崩かいは、どこに見られるか。農地の法律上の登記名儀こそ、「おう家族員の個人名儀になっている（戦前の旧民法では家長名儀だった）。だが実さいの農業經營上はそんな名儀上の区分には全然無関係に、家族みんなで各家の耕地を耕作している（但し農地法は法律条項上も農地の世帯保有を認めていた点、注意）。

相続についてみても、周知のとおり、現在はほとんど全部、後とり以外の家族員は共同相続権を使用しないか、放棄している。均分相続の理念は貫徹せず、「家産」相続＝家存続の路線を法制どおりに否定する形勢は、まだほとんど見られていない。上に例にひいた父子契約のばあいだって、その重要なねらいの一つは実は「家産」相続にあつた、ともみられる。げんにその父は次のようにいう。

「子どもに賃金をきちんと計算どおり払うのが立て前だが、実きいはムリ。実さいには仮りに賃金を二万円とし、そのうちから五千円から一万円くらいを金で渡し、あとは土地を順々に譲る形にしたい。そうすればその分だけは跡つぎに余分に渡ることになる。もちろんあとの兄弟たちには、自分が亡くなつたときに万が一にも相続放棄のハンコを押さない、というよ

うことのないよう、きびしく口頃言つてあるが……」

考えてみると、そもそも「跡つき」という考え方そのものが、新民法では否定されているはず。しかるにそのことばがいまの農村で、もつとも頻繁に発せられることばの一つとなつてゐること自体が、「家産」観念の生息を雄弁にもの語つてゐる、ともいえるだろう。「家の内部における人間関係の広汎な変化——一般に民主化といわれる——にもかかわらず、家は本格的にはまだ崩かしていない」と私は見る」(本書二八ページ)。

### 家は自分で動く

といつても、家がいまなお昔どおりに生き続けているともいえない。上に例示したように、それは変わりつつある相を見せてゐる節もうかがわれるからだ。しかし、ここで見落してならないポイントは、そういう節々が、いずれも昭和三〇年以降のいわゆる超高度成長経済以後に顕在化してきたという点である。すなわち、家が変わりつつあるとしても、それは決して民主主義イデオロギーや、憲法民法というようなたんなる法制上の処置によつて、外から「動かされて」変えられるようなものではない。それは家をつむ全体社会の情況に対し最も適合的に自己を適応させ自己展開してゆく。つまり「自ら動く」。それだけの創造力を家は本来潜めている。高度成長経済以後、上述

のように家の変化の兆しが表われたことも、それが跡つきや経営主までの、つまり家の基幹家族員までの他産業就職通勤・離農離家あるいは長期出稼による長期不在化などの、家にとっての危機的状況に対して、家が自らとった姿勢=自己適応なのである。占領軍司令部の掲げた敗戦直後の青写真は、決してそのまま実現したわけではない。青写真の影響力が振りにあるとしても、それは「それを自分たちの目標として受けとった日本人の努力によるものだ」ということが一番重要である」(一五ページ)。

そういうふうに家をとらえると、従来家に向けられていた世の近代化論者のさまざまの非難批判——たとえば家の閉鎖性や家長権の強さ等も、それが実は当時の全体社会の情況のなかで、家がとつたせい一ぱいの自己適応の姿だったとみることができるのである。家の外部に家を支える条件がなかつたからこそ、「それ自身が相対的に閉鎖的になつて、その内部でそれを守るために統制を強化することに、努めなければなら」なかつた、のである(一九ページ)。

近代化論者はしばしば模範としてヨーロッパの近代家族をもち出すけれども、それはたまたまそれらの国々が殖民地から富を吸いとり、それを一つの有力なテコとして資本主義と社会保障とを発達させたからこそ「開かれた」家族が生れたにすぎ

ないのである。だが日本は、とくに日本の農村は国際的にも閉ざされた環境の中で強力な政治力の下に明治以来資本主義の生け、えとなつて今日に到つた。社会保障の欠如したこういう状況のなかで、農村の人々が生きるとすれば、それはいかに貧弱であつたとしても家業に従い、伝統的社會地盤である家に棲むほかに、生きるつなはなかつたのではないか。家族員にとって家は「生活保障の最後の堡垒であり」「その家を守るためにには、先祖も神棚もノレンも、家のシンボルとして全精力を集中した。政治を信頼する条件もなかつたから、政治に消極的な抵抗をしつつ、自らの力で強烈に家を守ろうとした。」こういう精神的支柱が、家の生活や小規模經營を支えてきたのである。……家が圧制的な政治やせまい國際的連帶關係の中で虐げられ、苦しんでいた暗い半面のみをとらえて、これを（近代化論者のように外から）否定することは、われわれ自身を否定することである。すると、「あれだけなければならぬ」（四七ページ）。

そういう点からいふと、かつての戦中の「家族國家論」、戦後の近代化論者の、家族をもつて日本社会の構成の根柢的な要素とし、それを非近代的非民主的社會の元児としてとらえる見方は、逆立ちしているといふべきである。

### 家は農業發展のガンであるか

家（＝家庭制的土地保有）の處理が農業構造改善＝農業發展の成否のポイントであるとは、農業基本法以来一般に認められた見方であろう。そして上にあげた父子契約の奨励をはじめ、自立經營および協業經營の育成をめぐるさまざまな行政施策が、そのような見方に立つて、家否定を指向しつつ進められていることは周知のとおりである。

しかしこのよう、たんに外から家を否定し、近代化しようと強引に引っ張ってみても、それは徒労に終るほかはないであろう。たとえば家を根本的にひっくり返すモチーフを含む全面共同經營のばあいをみよ。それが崩かいしてもとの家単位の小經營に逆どりしやすいのは、家に代わって新らしい共同經營を支える精神的支柱の成熟も十分でなく、計画性や内部の経済的条件、それをまとめていく指導者の力がないことが多いからである。協業經營に対する若干の国家の補助金や融資が行なわれて、それを「外から」ひっぱり支ええたとしても、新しい協業經營体の内部に、家のそれに匹敵あるいはそれに優るだけの条件が成熟しなければ、それは生き残り发展することはできない。家とうらおもてに結びついているいわゆる部分協業（または共同作業）のようならばいは、その点でややムリが少ないから、比較的永く生存し続けることができるだろうが。

といつても、全面協業經營が実現不可能と断定するつもりは

ない。それが家自身の自己否定とその上に立つ自己肯定、つまり家の自己発展力創造力の自己展開であるばあいには、それは実現可能とみられる。そのもつともよい先例は、三井その他の日本の財閥が資本主義の成長期に於て、家を社会的地盤とし家の自己展開として、大きな企業形態に成長することができた過程であろう（三井大元方の成立による、店と家との分離。本書一五ページ以下にくわしい）。現在みられる全面協業体のなかには、このような家自体の自己否定、自己発展として生まれたものが少くないことは、その点で注目に値しよう。

もともと日本の農家は単独で農業を営んできたことはなかつた。昔もそして農地改革後の自作農の今日でも、生活および生産上のいろいろな互助組織のネットワークのなかで、それは行なわれてきた。生きるために他の家の幅広い生活関係を結びあう工夫をしてきたこと、つまり本来そこには家の否定がひそんでいたことに注意せねばならない。ただ従来の全体社会の条規の下では、家を全面的に否定してそういう互助組織にすべてを委ねる、というところまではいかなかつた。つまりその点では、そのままの家の肯定に根をおかざるをえず、家の超克にそれなりの限度があつた、ということである。具体的にいえば、本・分家どうしのタテの同族組織のばあい、危機に臨んだときはその本来の性質上どうしても本家優先となり、分家は自己を

守ることはでき難かつた。つまり分家にとって、この組織は全般的絶対的な生活保障組織としての機能を期待できないものであった。従つて分家にとつても自己的「家」を全く否定し解消し去ることはできない。もちろん本家の立場とても、貧しい全体社会のなかでは同様な宿命を免れないものであった。

従つてここで重要なことは、たんに外側から農業発展のガンとして家を否定することではない。家をそういう自衛集団にいやつて自己のカラに閉じ込める——ものが、そういう全体社会自体、政策当事者側自体であるということを認識して、その条件を改めることと、そして家の否定そのものは、家自体の家による家のための自己否定＝自己展開力を認め、それに信頼し任せることである他はない。上述のような伝統的に行なわれてきた家間の互助組織にみられる自己否定と肯定、古代から現代に到るまでの家の自己変態の足あとをたどつてみると、このことが明らかに分かるであろう（本書の第二章以下で家の社会史について綿密な実証的研究が行なわれているのは、ひとつにはそのためだとみてよい）。

将来、日本の全体社会も西欧並みに豊かにまた民主的になり、國や企業体（ないし企業体連合）の社会保障が、家のかつてもつていたそれに十分代替しうるところまで成熟すれば——そしてその過程は着々進行しつゝあると思うが——、そのとき家は

明らかに変貌の相を露わにするはすである。ただし、それはあくまでも家の自己展開、家の伝統の上にのつた変化である。そのとき家のとる外貌は、あるいは西欧流の近代家族そっくりのものになるかも知れないが、その内実までそうなるとは、とうてい考えられない。その意味でそれは、「新しき家」といってもよいものになるであろう。新しい農業はこの新しい家に担われるはずである。

以上は本書の第一章「現代の家」の部分を、本誌読者がつまり農業関係者の関心の強い問題に重点をおいて、書評者がきわめて我流に、自分のドグマにひきつけて読みとり、自由に要約したものである。著者の本意に必ずしもそぐわない切りとり方をした個所も多かる。どっちみち著者の本心を知るには、本書そのものにて本人が接し冷暖自知してもらう他はないのだから、上のようなままな書評のタイプも、ときには許されてよいと思ったからである。また著者の真意と書評者の読みとりのづれのなかに、書評の「評」の部分が封じ込められている、ともいえようか。

いざれにせよ、この本は著者の積年の学問的蓄積のハンディな要約。もともと著者の方法は、イデオロギー時代の迷路に超然として、たぐいまれな学問的精神と実証への執拗な執念とをも

つて、事態の核心に歩一步迫る底のもの。従つて卒直にいつて、その著書は膨大なデータが山積し、行文ともすれば幾重幾多の陥落錯そう、というわけで、不熱心な読者にはとりわけ喰いつき難い。その種の本としては恐らく天下一品のものだった。それだけにハンディな本書は、一般読者にとって一おう有難いものだ。しかしながら著者の真骨頂は、あの『家族制度と小作制度』のよな、文字どおりの「大」著のなかにもつとも鮮やかに表現されていると思う。その意味で書評子も、これを機会に表現されていると思う。

あの大著に再び登場を試みる発意をひき起したい。

なお、著者のいまや学界の共有となっているあの概念の紹介は、ここでできなかつたし、その批判の余裕もない。いまの書評者のごとき不十分な勉強、いや何よりもそのか弱き学問的姿态では、こういう著者に対して失礼さわまる——そういうおそれがある。私の身中をしきりにつつ走るので、まともな形ではと書いていきくことができなかつたからだ。これを望まれる読者には、喜多野氏はじめ有力な社会学者との間に著者との論争があり、その文献が最近村武精一稿「日本『民俗村落』の社会組織」(『思想』一九六五年一月号)にも収録されているので、それらについて参照を願う他はない。